



# むさし証券

## 自己資本規制比率

# 536.6%

(2026年3月末現在)

|                 |                      | (単位：百万円) |
|-----------------|----------------------|----------|
| 項目              |                      | 指標       |
| 固定化されていない自己資本の額 | (A)                  | 16,044   |
| リスク相当額合計        | (B)                  | 2,989    |
| 市場リスク相当額        |                      | 1,017    |
| 取引先リスク相当額       |                      | 826      |
| 基礎的リスク相当額       |                      | 1,146    |
| 自己資本規制比率        | [ (A) / (B) x 100% ] | 536.6%   |

### 〈ご参考〉自己資本規制比率とは

自己資本規制比率とは、金融商品取引業者の財務の健全性を測る重要な指標です。金融商品取引法第46条の6において、金融商品取引業者は、その業務に伴う諸事情により発生し得るリスクを、内閣府令で定められた方法に基づき、総体的に日々把握・管理し、それらのリスクが顕在化した場合でも、それに伴う損失に十分耐えられるだけの流動的な資産（固定化されていない自己資本）を維持することが義務づけられています。

具体的には、本表の「固定化されていない自己資本の額（A）」を、「リスク相当額合計（B）」で除した数値（自己資本規制比率）が120%を下回ることがないようにしなければなりませんとされています。

なお、本表は、自己資本規制比率を記載した書面であり、金融商品取引法第46条の6第3項の規定に基づき、各四半期の末日時点の状況を翌月末時点から3ヶ月間、すべての営業所又は事務所に備え置き、公衆の縦覧に供することとされています。